

の援助活動の連携である。

学校は、子供への指導はできるが、親への指導には限界がある。そこで、地域の福祉機関が親への指導を行い、ある部

分の援助協力が得られることを望む。

第二に、専門機関への通院が必要な場合は、途中で勝手に通院を中断しないための指導と援助が、地域の福祉機関との

連携で行なわれることを望む。第三に、

一時的な理由で子供の養育が困難な場合は、近隣同士の助け合いと、地域の中で子育ての終った在宅婦人のボランティア

活動の開発が望まれる。

△下田久子・戸塚小学校養護教諭／川島
令子・岩崎中学校養護教諭▽

③ 児童相談所の役割と課題

山口かおる

一——はじめに

この稿を書くにあたり、私の視点がどのような位置にあるのかを説明するために私自身の経歴に触れてみたい。

私は昭和四十九年、教育系の大学を卒業し、横浜市に社会福祉職として採用された。新任研修の後配属されたのが、中央児童相談所の前にある保土ヶ谷福祉事務所であった。

福祉事務所というのは、あらゆる生活

課題を抱えた人達が訪れるところである

が、私はここで生活保護担当ケース・ワーカーとして八年間勤務した。生活保護は、経済的側面への援助が中心に受けとめられがちであるが、生活保護受給世帯の抱える生活課題への援助も重要な仕事となっている。生活課題には、出産、育児、疾病、進学、離婚、就労、高齢化

等々、ありとあらゆる問題があり、その中でも子供の養育に関する問題を通して児童相談所に援助してもらったこともあ

る。

しかし社会福祉の機関に働き、しかも児童相談所の目の前にいながら、その機能を十分に理解できずに、「期待していた援助が得られない。」と、もどかしい想いを抱いたこともあった。

その後児童相談所へ転勤、相談係のケース・ワーカー（児童福祉司）として五年目になり、当時のもどかしさが何であったのかも分るようになってきた。外から見えていた児童相談所、内に入っ

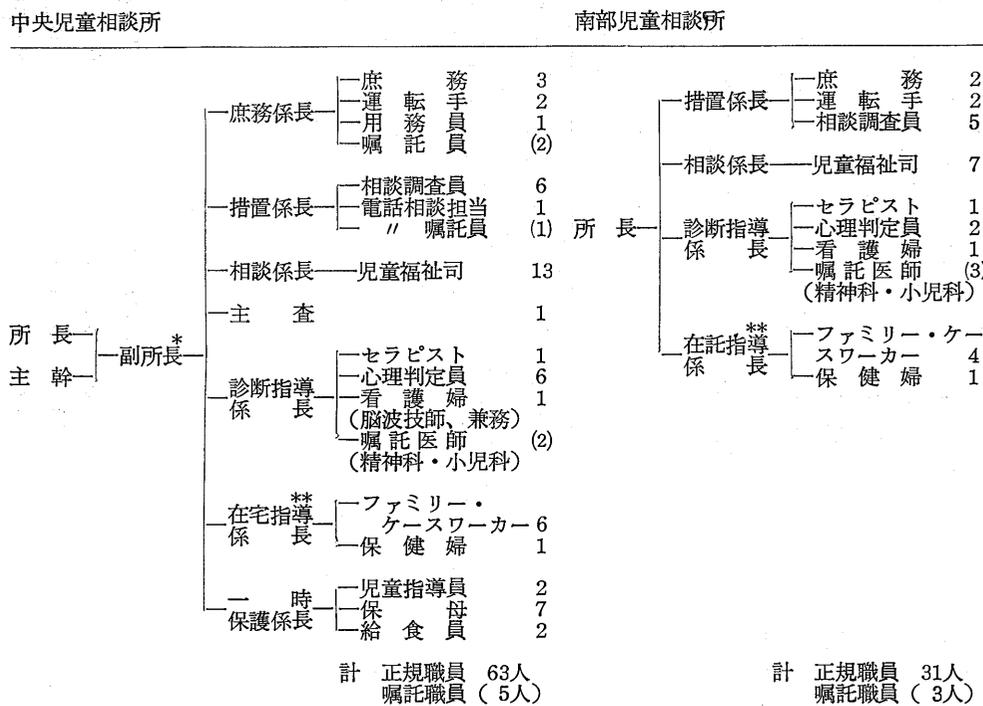
- 一——はじめに
- 二——児童相談所とは
- 三——児童相談所の機能
- 四——児童相談所の役割
- 五——児童相談所の課題

て見た児童相談所、その違いを明らかにして行くことで、関係機関との連携を考えるにあたって、一つのヒントとなればと思い、私見を述べさせて頂くことにしたい。

二——児童相談所とは

「児童相談所は、児童福祉に関連するあらゆる種類の問題に対して、それらの相談に応じ、必要な場合は児童および家

表一 児童相談所の組織図



* 青少年相談センター所長兼務 ** 青少年相談センター主査兼務 (S60.8現在)

庭に関する調査、判定、診断および指導、措置、指導、一時保護を業務とする。処遇を行うことを目的とした専門的機能を持つている。具体的には、相談、判定、措置、指導、一時保護を業務とする。家族病理学講座四「児童福祉」による

と以上のように説明されている。横浜市においては、中央・南部の二つの児童相談所がある。中央児童相談所が九区(鶴見・神奈川・西・南・保土ヶ谷・旭・港北・緑・瀬谷)、南部児童相談所が七区(中・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉)を管轄している。福祉事務所が一カ所あるのに比べて、広域な範囲を管轄しているために、地域との密接な関わりが持ちにくいということが分る。

更に、職員配置の状況を見ていくと、表一のようになる。

この表をもとに各係の業務と人的配置をみていきたい。

①措置係 児童の相談の受付面接を業務とし、その他に他機関との連絡調整、統計業務も行う。中央児童相談所を例にとると、昭和五十九年度新規受付件数が二、二九三件で、この中には再来新規と呼ばれる受付面接を通らない相談も含まれているため、実数は不明であるが、この大部分を相談調査員六人で対応している。

②相談係 児童及び家庭についての相談、調査、指導、その他に関するものを業務とし、受付面接で家庭訪問、長期の指導、施設入所等が必要と判断されたケースを扱う。昭和五十九年度新規受付件数は六〇二であるが、前年度から引き続

いて在宅指導を行っているもの二二五、施設入所中の児童に関する相談のあったもの七七九、その他一で総計一、六四八の相談を一三人で対応している。

③診断指導係 児童の医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神衛生上の判定及び治療を業務とし、具体的には心理検査、医学的診断及び検査(小児科・精神科医の診察、脳波検査等)、継続指導・心理治療等を行っている。

診断指導係は、医師、看護婦、心理判定員とそれぞれの専門職が協力して相談にあたっているため、統計的には多岐に亘るが、心理検査だけを見ても、判定数一五二八件を七人の心理判定員(セラピストを含む)で行い、更に継続指導・心理治療を行っている。

④在宅指導係 在宅心身障害児及び家族についての相談並びに調査指導を業務とし、在宅心身障害児の通所指導及び療育指導も行っている。在宅重症心身障害児者への援助は、訪問指導、療育講習会、巡回療育相談、通所指導、緊急一時保護と多様であり、医師、保健婦と協力して相談にあたっているものも多い。在宅心身障害児・者のケース数は、昭和五十九年度で三二一、その相談をファミリー・ケースワーカー六人で対応している。

これまで在宅指導係は、在宅重症心身

障害児・者への援助を中心とした業務であったが、近年新しい方向も検討されてきている。

⑤一時保護係 一時保護所は中央児童相談所にのみ設置され、児童の一時保護を業務とする。一時保護所は入所施設のため、保母、指導員の九人が夜勤も含めた三交代で、一時保護中の児童の行動観察、健康管理、生活指導を行っている（一日あたり平均入所人員は一六・六人）。

以上のように、昭和五十九年度について中央児童相談所を例にとり、業務、人的配置、取扱い件数の一部を紹介した。ここでは、広域な範囲の中で、各係が多数のケースに対応していることがうかがえる。

三——児童相談所の機能

児童相談所には三つの機能があると言われる。

①法的権限を背景とする施設等への措置機能

②診断指導（臨床治療）機能

③一時保護機能

この三つの機能について、順を追って検討していきたい。

①——法的権限を背景とする施設等への措置機能

普通、一般の人が児童相談所をイメージする時、「施設に入れるところ」と考え、①の措置機能を連想する人が多い。

しかし、実際には児童相談所における施設等への措置件数の割合は、それほど高くない。

昭和五十九年度における中央・南部児童相談所を合わせた新規相談の総受付件数は四、〇一九であるのに対し、児童福祉施設入所件数は四二二と全体の一割強にしかすぎない。最も施設入所の可能性が高いと思われるのは、養護相談（保護者の家出、死亡、離婚、入院等の理由で児童を養育できないという相談）であるが、この相談においても新規受付件数は六六六、その内児童福祉施設入所は二二一と三割にしかすぎない。

その他の相談は、児童が家庭の中で安定した生活を送ることを目的に、面接指導、訪問指導、他機関との連絡調整、カウンセリング、遊戯治療等の継続的な通所指導のいずれかが行われる。つまり、児童相談所に対応している相談の内、施設入所という方法をとるものの割合は少く、在宅での指導が行われるものが圧倒的に多いということが、分って頂けるかと思う。

更に、児童相談所は①にあるように、法的権限（措置権）を有しているものの、これも親権を越えるものではなく、

児童の施設入所に際しては親権者の同意を前提とする。

多くの場合は、児童の問題を整理し、必要な対応、環境等について保護者と話し合いを重ね、時間をかけて考えて行くので、施設入所の方向が出た時には、保護者もその必要性を理解し、同意を得ている。しかし、時には保護者がその必要性を理解しない場合、又必要性は理解しても決断を下せない場合などがあって、親権者の同意が得られないために施設入所という方法が取れないこともある。こうしたケースの中で、児童の福祉が著しく損われるものについては、家庭裁判所の審判に委ねるという方法をとるが、児童の福祉にとって何が重要かを慎重に検討して行なうため、その数は少ない。

以上のように、児童相談所はその機能の一つに「措置」を有するが、量的には少く、しかもその権限には限界があることが分る。

②——診断指導（臨床治療）機能

児童相談所では「クリニック」の機能とも言われるが、外部の人にとってはイメージしにくいものであると思う。

通常、「継続指導、心理治療」と呼び、「学校や幼稚園に行くのを嫌がる子、人の言うことに無関心で自分勝手に好きなことをしている子、養育状態や生活環境

によって起る特異な癖・盗み・乱暴等の反社会的・非社会的な行動を持っている子、その他さまざまな性格の偏りを持っている子」を対象としている。

治療には、心理判定員とケース・ワーカーや精神科医がチームを組み、親の担当者、児童の担当者を決めて行う。具体的には、問題を抱えた児童と保護者に定期的に来所してもらい、それぞれの担当者が保護者へのカウンセリング、児童への遊戯治療・カウンセリング等の心理治療を行っていくものである。

治療は、「現存する症状や行動的障害を除去し、変容し、あるいはその発展を阻止するのみならず、さらに積極的に人格の発展や成長を促進し、同時にその個人としての生き方の再発見を目的とする」（心理学大辞典）ため、長期に亘るものが多い、昭和五十九年度中に治療が終了したもの内、施設入所・他機関紹介・転出等の別の治療場面に移行したものを除き、純粋に治ゆ目的が達成されたものについては、一件あたりの指導回数が平均二十回を越えていることでも分る。

昭和五十九年度中に心理治療が実施されたものは、一三六件と量的には少ない。これは、二の③診断指導係の項で説明したように、心理検査・医学的診断及び検査等の業務を行う一方でなされるため件

数が制限されていることからくる。

③ 一時保護機能

二の⑤ 一時保護係で触れているが、もう少し詳しくみていくことにする。

「一時保護は児童の生活環境が著しく悪条件であるため、児童福祉の観点からこれを放置できない場合、緊急保護の必要がある場合、行動観察や短期治療の必要がある場合」に実施されている。

昭和五十九年度、児童相談所において一時保護した件数は二七六、延日数は六千六十日。一日平均の保護人員は一六・六人、一児童あたりの平均入所日数は二十二日となっている。

児童相談所における一時保護機能は、緊急性への対応、児童を処遇する上での観察・指導等において、有効な役割を果たしている。

四 児童相談所の役割

関係機関との連携にあたって

関係機関との連携を考えるにあたり、参考にした文があるのでまずこれを紹介することにする。

「児童相談の大きな特徴は、成人の場合と異って、第三者つまり保護者や教師、施設関係者など児童に直接かわり

をもつ者が問題を持ち込むことよって始まる。つまり、児童のもつ問題とともに、第三者のニーズが介在し、そのニーズが絡まって問題解決の妨げになるのである。」(心理学大辞典)

児童相談所では、児童のもつ問題が何なのかを調査する。これは表面に出た行動(盗み、家出、落ち着きがない等々)ではなく、本当の問題(親子関係であったり、児童自身のもつ性格、児童の置かれた環境であったりする)を見極めていくことである。こうした調査の過程には、児童の生育歴・家族関係・交遊関係等をきくことから始まり、心理判定、一時保護なども含まれる。

このようにして児童のもつ本当の問題が明らかにされ、それを解決していくことにより、児童の表面に出た行動も結果として改善されていくのである。

しかし、児童の本当の問題が明らかになっても、保護者に解決の意欲のない場合には、問題がそのまま残され、児童の行動も改善されない。例えば、児童の本当の問題が夫婦間の不和からきている情緒的な不安定である時、この夫婦は相談所の援助によって夫婦自身の問題を見つめ直し、夫婦関係の改善を図って行くことから始めなければならないが、夫婦のどちらか一方が拒否した時には、問題はそのまま残されてしまう。

この場合、保護者の一方に「児童の問題を改善したい」というニーズがあり、本当の問題を解決するために夫婦関係の改善についても努力しようとするが、保護者のもう一方に、「夫婦の問題は大人の問題であり、子供には関係ない」と考へ、「夫婦の問題で話をしたくない」という潜在的なニーズがある時、両者のニーズは一致せずに問題の解決を妨げられる。

このような場合で特に、第三者が保護者・学校・地域等いくつにも分かれており、そのニーズが異なる時に関係機関との連携がスムーズに行かないことがある。次にその事例をあげて考えてみたい。

① E子の場合

児童 E子(小学五年生)
家族構成 実父(会社員)、継母、E子

問題 E子の万引き、家出
経過 E子が五歳の時に実母死亡。E子は田舎の父方祖父母宅に預けられる。祖父母は高齢で、零細農家であったため、E子は放任されて育っていたようである。E子が小三の時、実父が継母と再婚をしてE子を引きとった。実父は会社員で仕事が忙しいために、深夜にならないと帰宅しない状態で、継母とE子との生活が始まった。

間もなく、E子が近所の店から菓子や万引きしたことが発覚、その後家庭からの金銭の持出しも始まる。継母はE子の問題行動を治そうとして、叱ったり、叩いたりしていたが、その内にE子の家出がくり返されるようになる。

このケースは、家出中のE子を保護した近隣の人が、E子の訴えをきいて、「継母がE子を虐待している。」と学校に相談をして、学校から相談を受けたものである。

相談所では、継母に來所してもらい、事情をきくと前述のような経過が明らかになった。継母自身も子の問題行動を治したいと訴え、相談所の援助が開始されることになった。

継母は、声の大きな人で明るい、カラッとしたタイプの人であった。そのためE子の問題行動を治そうとして、叱ったり叩いたりしている声が、近隣の人の耳に入り、「継母の虐待」と受けとめられたようである。ここには、継母が近隣の人と交際がないことも関係していた。

児童相談所では、E子を一時保護し、心理判定、行動観察を行い、一方で継母とも話し合いを重ねていった。心理検査の結果では、E子の継母に対するイメージは良く、「甘えたい、認めて欲しい」という欲求があり、それをどう表現してよいのか分らず、継母の注意をひくため

に問題行動を起こしていることが分かった。これは保護所での行動観察からもうかがえ、更にE子の生育歴、(実母はE子を出産後、病気がちでE子に充分甘えさせることができず、父方祖父母のところでも放任されていた)からも同じことが言えた。

一カ月後、これらの調査の結果を継母に説明し、継母のE子に対する対応を指導し、E子を帰宅させた。

帰宅後の継母、E子に対しても、ケース・ワーカーが関わりを持ち、指導を続けていった。一方で、学校・近隣の人にも調査の結果を説明し、理解と協力を求めた。

しかし、E子の行動は改まらなかつた。E子が問題を起こすと、短気な継母はすぐに怒ってしまい、E子を叩いたり、叱ったりした。その様子を見て近隣の人々は「E子をいじめている」と受けとめ、家出をしたE子を家に泊め、「かわいそうに」と慰めることになり、近隣と継母との関係が悪化していった。

近隣の人々は、E子の家出の頻繁なことを見かねて「継母がいじめているから」と受けとめ、「E子を施設に入れてくれ」と相談所に訴えてきた。学校も、E子の家出を心配して、継母に対しての注意が多くなっていった。

こうした状態の中で継母の気持は硬化

してしまい、E子の問題よりも近隣や学校への反発から施設入所を考えられなくなってしまう。そして、実父もE子に対する愛情と、仕事に追われてE子の実態を把握しないまま施設入所を拒否していた。

このような状態の中でE子自身が、悪いことをしても家出をすれば近隣の人がかばってくれることを覚え、E子自身の問題を考えることもなく、気の向くままに行動するようになってしまった。

当初、児童相談所としては、継母を支え、継母のE子に対する対応と一緒に考えて行くことで、E子の問題行動の改善を図ろうとした。しかし、継母と近隣・学校との関係が悪化していく中で、継母も疲れはて、E子自身もその場逃れの生活を送るようになってしまった。

そのために、児童相談所では、E子を再度一時保護し、心理判定、行動観察等を行った。そして、その検査の結果からも施設入所が必要であるという結論に達した。実父、継母にもE子の実情、検査の結果を充分に説明し、保護者の同意を得て施設入所を決定した。

安定した環境の中で、E子に行動規範を身につけさせることを目的とし、更に、E子の「甘えたい、認めてもらいたい」という欲求を表現する方法を身につけさせるために、施設からの継続的な心

理治療を行うための、通所指導を決定した。

現在、E子の施設入所から一年経過したが、E子の問題はなくなり、施設職員にも素直に甘えることができるようになって、心理治療は終了した。今後、E子の家庭復帰が無理なく行くように調整していくところである。

この事例では、E子の表面に出た問題は、「万引き、家出」であった。しかし、E子の本当の問題は、E子の生育歴からくる対人関係の下手さ(「甘えたい、認められない」という欲求を表現することができない)であった。

ここに、近隣の「継母がE子を虐待している。施設に入れてあげて欲しい。」というニーズと、実父の「E子がかわいそうだから施設に入れたくない。」というニーズが絡み合い、更に、学校が「E子の家出をやめさせたい。」というニーズを持ち、継母という立場からくる複雑な継母の気持が絡んで、本当の問題を解決するための方法(継母のE子に対する対応の指導)がとれなくなり、施設入所に至るまでも、長い期間を必要としたケースである。

このように、関係機関との連携においては、児童の本当の問題は何か、それを解決するためにはどうしたらいいのか、

保護者のニーズは何か、を明らかにして関係機関のニーズと児童相談所の方針とが一致することが必要である。

五——児童相談所の課題

児童相談所は、従来個別ケースの処遇に重点を置き、問題発生の予防、早期発見、市民への啓発等の幅広い健全育成活動の必要性を実感しながらも対応しきれないでいた。近年、地域・家庭の養育機能の低下が言われる中で、児童相談所も健全育成活動への新しい試みを始めている。「巡回こども相談」「地域グループ指導」「電話相談」の事業がこれにあたる。

「巡回こども相談」は児童相談所から遠い地域の人が、気楽に相談を受けられるように、精神科医・相談員・心理判定員・看護婦がチームを組んで、地域の公会堂、地区センター等で相談を受けているものである。相談の内容は、「夜尿・しつけ」から「非行」まで多岐にわたるが、日常生活での子育ての疑問や不安に対するアドバイスを行っているものが多い。現在、緑区、港北区、鶴見区、南区で実施している。

「電話相談」も同じ趣旨で始められたもので、電話の匿名性、手軽さがより相談しやすいものとなっている。

「地域グループ指導」は、六十一年度から実施されたもので、現在緑区の一カ所で行われている。地域の児童に遊びを通して健全育成を図っていくもので、地区センターをベースにして活動を行っている。

これらの事業はいずれも関係機関との

連携が重要であり、特に「地域グループ指導」においては、地域の学校、児童委員、保護者等の理解と協力がなければ運営していくことも困難である。今後、こうした新しい方向を充実・強化していくためには、職員の人的配置（専任スタッフが必要）をして、関係機関との密接な

新しい形の連携をしていくことが望まれる。

※文中の事例は来談者のプライバシーを守るために、実際の事例をもとに筆者が創作したものである。

※文中「」内は、特に断わりのない限

り、児童相談所事業概要（昭和六十年度版）から引用している。
△民生局中央児童相談所相談係ケースワーカー▽